

民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査 報告書（第 2 分冊）の概要

- 「全国モニター調査」は、民生委員制度創設 100 周年記念事業として、全国約 23 万人の全民生委員・児童委員、および 1 万余の全単位民生委員児童委員協議会を対象に、以下の 3 種類の調査を一体的に実施した（調査期間：H28/7/1～9/20、調査時点：H28/4/1）。
- 調査 2 では、民生委員・児童委員の意識や活動の実態を、調査 3 では、単位民児協の組織、運営および活動の実態を明らかにすべく、調査を実施した。

報告書 第 1 分冊	調査 1	民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査（全委員を対象）	対象委員数 23 万 1,551 人 回答委員数 20 万 750 人 回 答 率 86.7%
報告書 第 2 分冊	調査 2	民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査（全委員を対象）	
	調査 3	単位民児協の組織および活動に関する調査（全単位民児協を対象）	対 象 1 万 328 民児協 回 答 9,260 民児協 回答率 89.7%

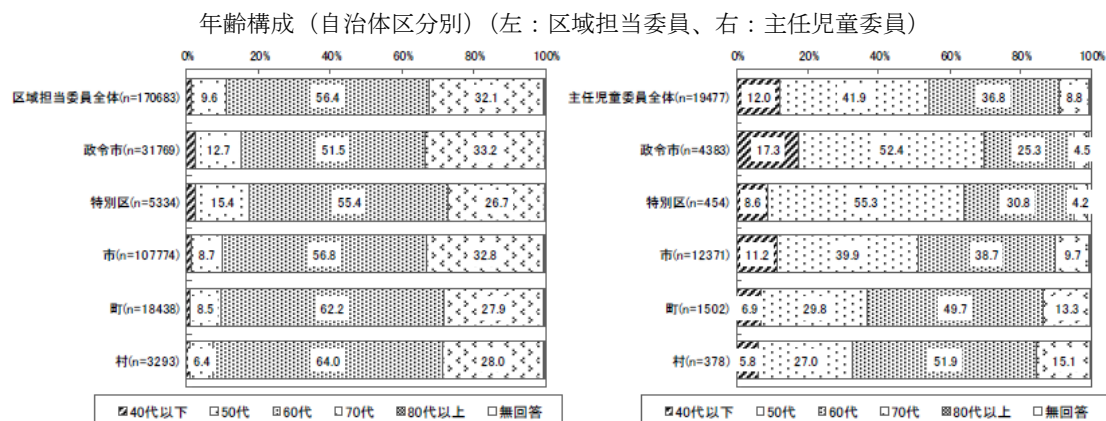
調査 2 「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」

● 民生委員・児童委員の現状

→ 年齢構成

区域担当委員では 70 代以上 32.3%、60 代 56.4%、50 代 9.6%、40 代以下 1.4%と、若年層委員が少数となっている。これを自治体区別にみると、町村では 60 代の委員が 6 割を超える一方で、政令市・特別区では 59 歳以下が 15%を超えた。

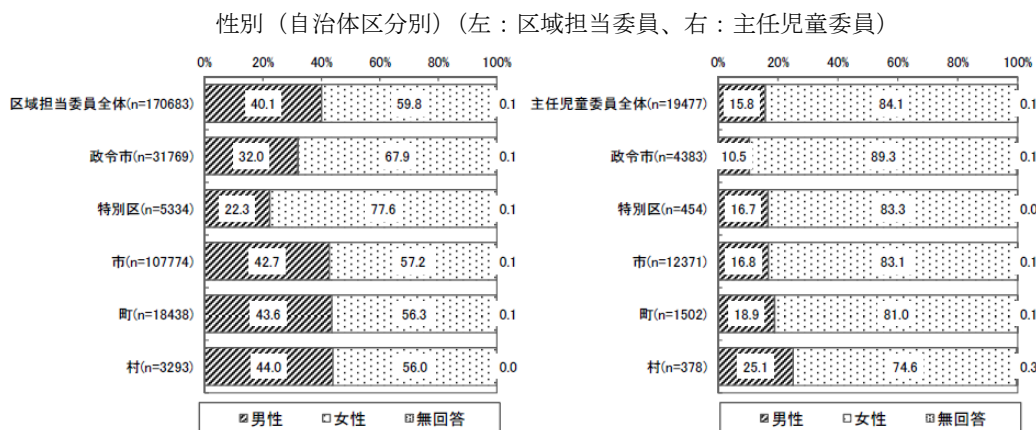
主任児童委員については、国が望ましいとする「55 歳未満」は 30.7%にとどまっており、65 歳以上が 25.5%を数えた。自治体区別にみると、町村では 59 歳以下が 30%台という状況だった。



→ 性別

区域担当委員では、男性が4割、女性が6割だった。主任児童委員では、女性が84.1%を数えた。

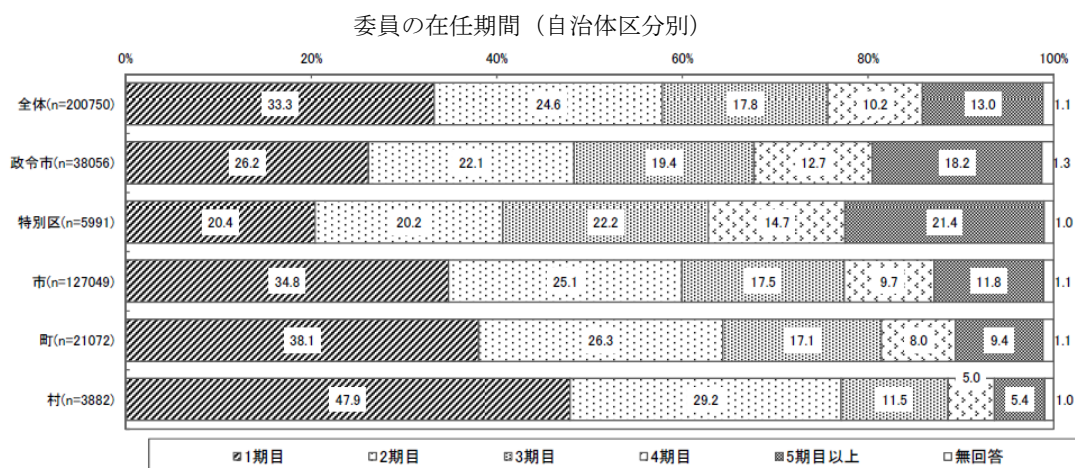
自治体区分別にみると、区域担当委員は政令市および特別区では男性が32.0%、22.3%であり、女性委員の割合が高くなっている。



→ 在任期間

区域担当委員、主任児童委員とも1期目約33%、2期目約24%であり、2期目までの委員が全体の6割近くを占めている。

自治体区分別にみると、政令市および特別区では1期目の委員が2割台である一方、村では47.9%とほぼ半数が1期目であり、2期目までの委員で8割近くを占めているという状況だった。



→ 就労状況

就労中の委員は区域担当委員で35.3%、主任児童委員で56.4%と、主任児童委員は過半数が就労している。

具体的な職業としては、就労中の区域担当委員の最多は「自営業」(28.0%)、就業していない区域担当委員の最多は「専業主婦」(29.4%)だった。また、主任児童委員は、就業中の場合の最多は「自営業」(21.1%)、就業していない場合の最多は「専業主婦」(36.7%)となった。

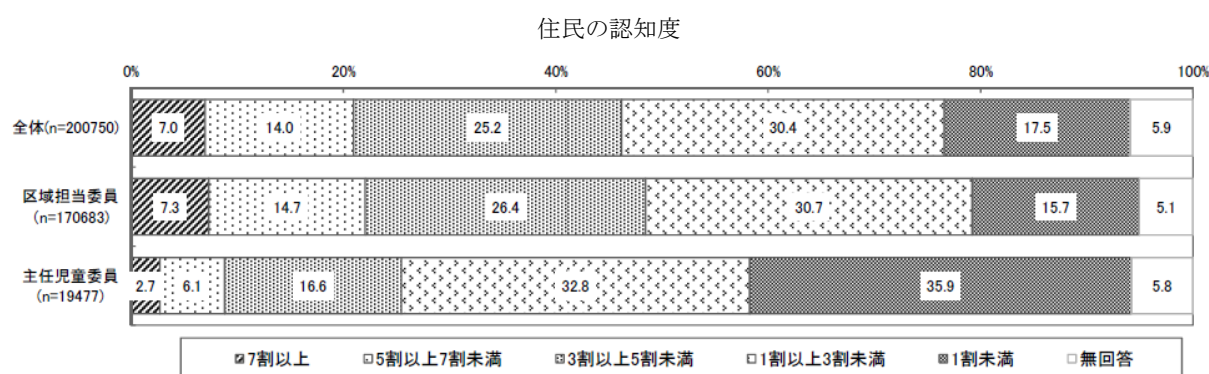
● 担当世帯数

→ 区域担当委員において、具体的な担当区域数の記入のあった委員の平均は 223.9 世帯、中央値は 180.0 世帯だった。とくに東京特別区では 500 世帯超の委員が 45.3%（担当区域数の記入のなかった委員を除けば半数超）となっている。

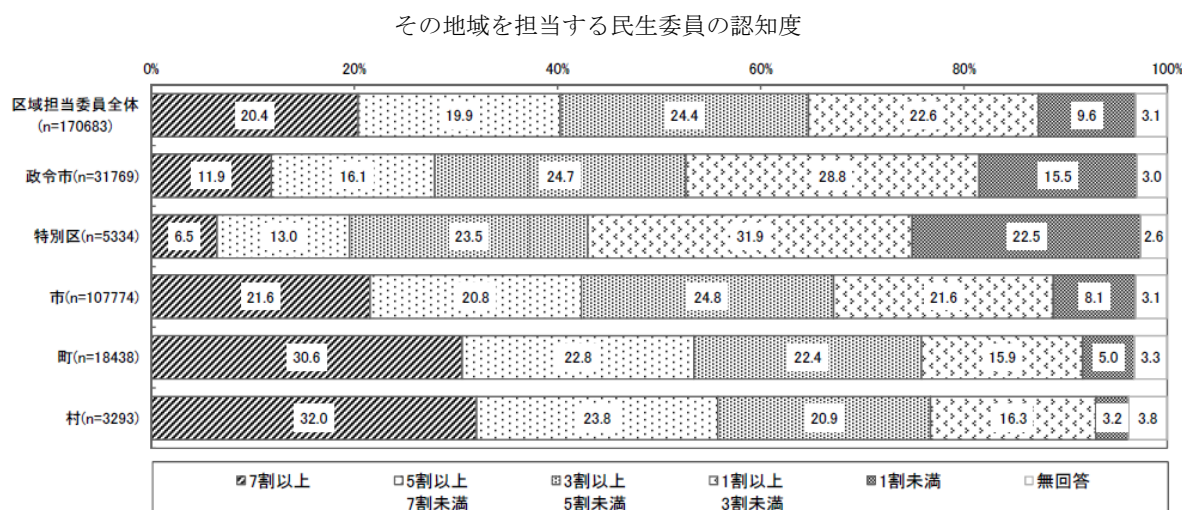
→ 訪問活動等、具体的に関わりのある世帯数は、平均値が 29.3 世帯、中央値は 19.0 世帯だった（ただし「関わり」の定義は回答者の判断）。

● 住民からの認知と協力

→ 担当区域（主任児童委員は単位民児協の担当圏域）において、民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動を知っている住民がどれぐらいいるかについて尋ねたところ、区域担当委員の回答では「5割以上」が2割を超える一方、主任児童委員では「1割未満」が3分の1強と、これまでも指摘されているように、主任児童委員の認知度の低い状況が明らかとなった。



→ その地域を担当する民生委員が自分であることを知っている住民の割合については、町・村では「住民の7割超」との回答がそれぞれ3割を超える一方、東京特別区では「住民の1割未満」との回答が2割超と大きな相違があった。



→ 委員活動を応援してくれる住民の有無については、区域担当委員、主任児童委員とも約 7 割が「いる」（それぞれ 70.7%、67.0%）との回答だった（ただし約半数（53.9%）は 9 人以下）。しかし、「いない」との回答が約 2 割（それぞれ 18.1%、22.0%）、無回答が約 1 割あることは、2～3 割の委員は応援してくれる住民がいないと感じながら活動している状況であり、地域で委員が孤立しないよう、民児協による支援が重要になっているといえる。

● 民生委員・児童委員の意識

→ 悩みや苦勞

委員活動における悩みや苦勞について、選択肢から 3 項目を選択してもらったところ、最多であったのは、区域担当委員、主任児童委員を問わず、住民の「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」（56.2%）だった（3 項目全て集計）。

それ以外では、「援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい」（22.1%）、「支援を必要としている人がどこにいるのか分からない」（21.5%）、「会議や研修などに参加する機会が多い」（14.3%）等だった。

→ やりがいや喜び

委員活動のやりがいや喜びを感じるタイミングについて、選択肢から 3 項目を選択してもらったところ、最多であったのは「支援した人に喜ばれたとき、感謝されたとき」で半数の委員が挙げた（68.2%）（3 項目全て集計）。それ以外では、「民生委員同士で仲間ができたとき」を挙げた委員も多かった（34.1%）。

→ その他

民生委員となったことをどう感じているかについて尋ねたところ、全体の約 6 割の委員が「良かった」、約 4 分の 1 が「どちらともいえない」だった。在任期間が長くなるほど、「良かった」の割合が高くなっている。

「円滑な民生委員活動のために希望すること」（3 項目選択の第 1 位回答）については、第 1 位が「活動の範囲や役割の明確化」（18.4%）、第 2 位が「自分自身の資質向上」（15.9%）だった。

調査 3 「単位民児協の組織および活動に関する調査」

● 単位民児協組織の現状

→ 委員定数と充足率

全国の単位民児協の委員定数としては、「10人～14人」(19.7%)、「15人～19人」(20.3%)がそれぞれ約2割、次いで「20人～29人」(27.7%)が3割近くとなっている。

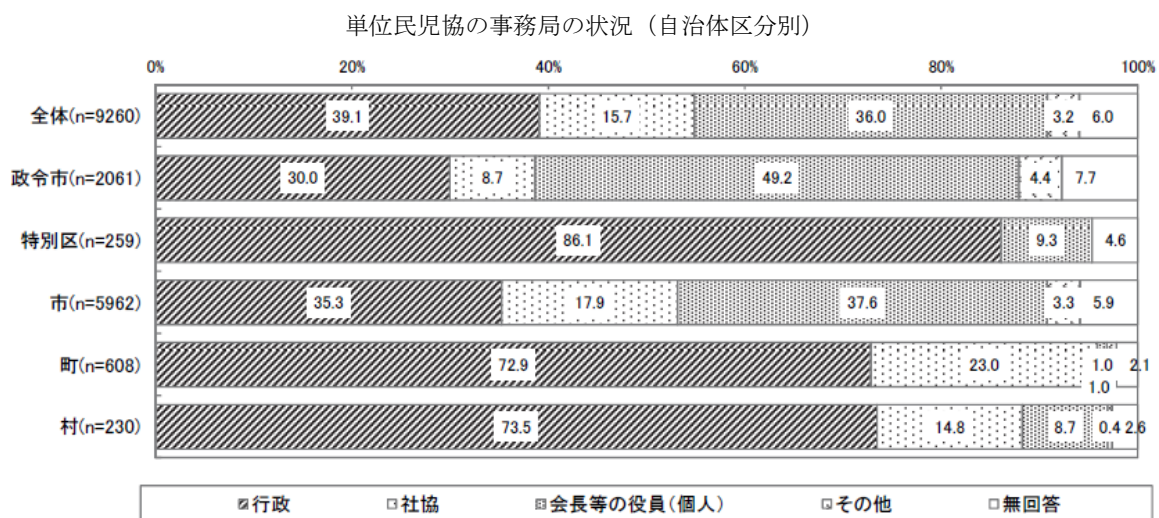
記入された定数と現員数をもとに充足率を算出したところ、「100%=欠員なし」の民児協が70.0%を数えた。欠員率が10%を超える民児協も1割近くある(9.1%)が、定数が10人台の民児協であれば、1人の欠員でも10%近くになるため、今後、定数が一定人数以上の民児協に絞って分析を行なうことも必要と考えられる。

→ 担当する世帯数

単位民児協が担当する圏域の世帯数については、地域差が顕著に表れており、政令市で「3,000～4,999世帯」(29.7%)、特別区で「20,000世帯以上」(33.6%)が最多である一方、村では「1,000～1,999世帯」(29.1%)が最多となっている。

→ 事務局

単位民児協の事務局については、全体では行政39.1%、社協15.7%、会長等の役員36.0%であった。しかし政令市では49.2%、それ以外の市でも37.6%が会長等の役員が事務局を担っており、事務局職員不在という課題を裏付ける結果となった。



● 民生委員の選任方法

各民児協圏域における民生委員候補者の選任、推薦方法については、約7割が「自治会・町内会が推薦」であった(70.9%)。ただし、町・村では、「行政が(候補者を探し)推薦」がともに2割を超えていた(それぞれ22.7%、29.6%)。

● 単位民児協が担当する圏域と社会資源

→ 民児協の担当圏域は、「小学校区相当」が 45.7%、「中学校区相当」が 19.4%だった。

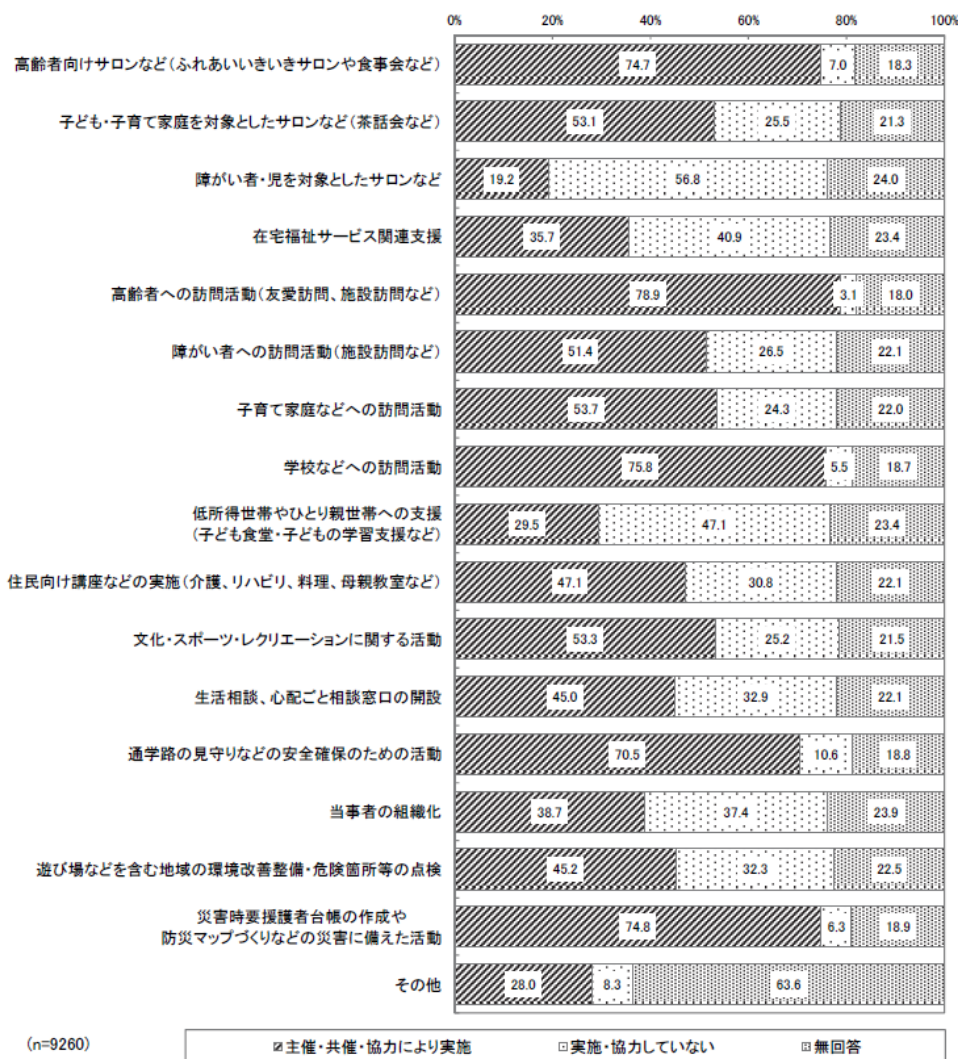
また、民児協圏域にある社会資源として、ア)小学校、イ)中学校、ウ)地域包括支援センター、エ)入院病床をもつ総合病院の有無・数を尋ねたところ、小学校、中学校は「1校」がともに半数強である一方、地域包括支援センターは「1カ所未満」が約2割（主に市部）、総合病院は「なし」が約4割だった。

● 単位民児協による活動

→ 民児協が主催し（主体となって）実施している住民向けの活動は、「高齢者への訪問活動（友愛訪問等）」が約7割、「学校などへの訪問活動」が約6割の民児協で実施されていた。

社協等の他団体との共催や協力など、実施形態にかかわらず、「低所得世帯やひとり親世帯への支援」は「実施あり」が 29.5%、「実施なし」が 47.1%だった。しかし、調査時点（平成 28 年 4 月 1 日）は、生活困窮者自立支援制度が始まって 1 年の時点であり、具体的に示した活動内容は子ども食堂や学習支援といった新たな取り組みであることから、逆に 3 割程度の民児協で実施・協力していると評価することもできる。

単位民児協による住民向け活動の実施状況（実施形態を問わず）



● 関係機関との連携状況

→ 連携状況

行政や社協、小中学校等、関係機関との連携状況に関する設問では、「強く連携できている」相手先の最多は「地域包括支援センター」(54.2%)で、次いで「市町村社協」(42.7%)、「福祉事務所・役所の福祉担当課」(34.5%)だった。

→ 連携による有効感と負担感

関係機関との連携について、種々の協力依頼等がなされることを含め、それが負担となっているかを尋ねたところ、負担感が最も高かった相手先は「共同募金会(支所を含む)」(35.3%)だった。

連携が、民児協活動に「非常に役立っている」相手先としては、「地域包括支援センター」(70.1%)との回答だった。

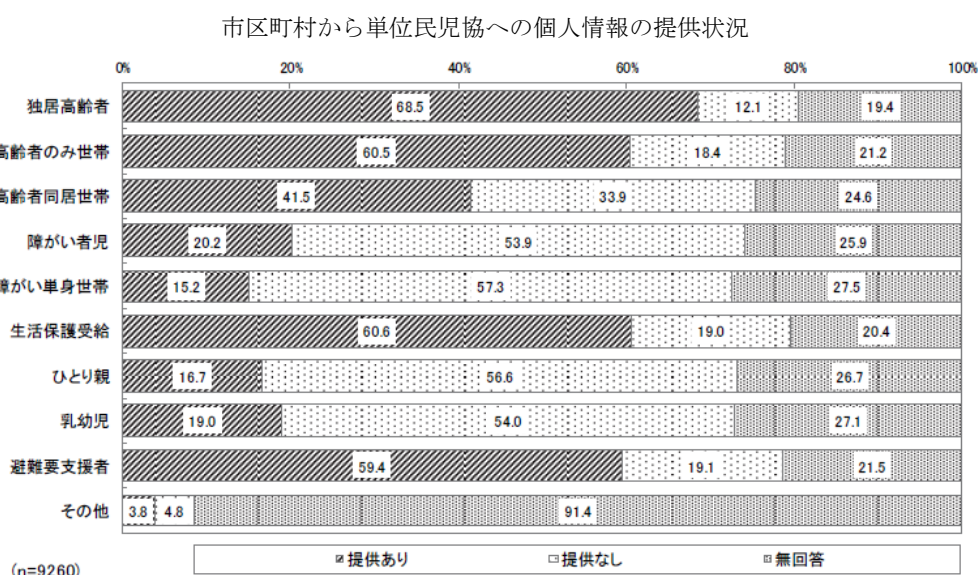
→ 協力依頼

市町村行政や社協からどのような協力を依頼されているかについては、行政では「資料配布・情報提供・説明」(80.3%)を約8割の民児協があげ、「福祉関連の研修会・講習会への参加」(75.8%)、「福祉関連の会議への参加」(71.5%)、「福祉関連調査」(71.4%)がいずれも7割以上となっていた。

一方、社協でも「研修会・講習会への参加」(76.0%)、「福祉関連の会議への参加」(75.9%)が多かった。

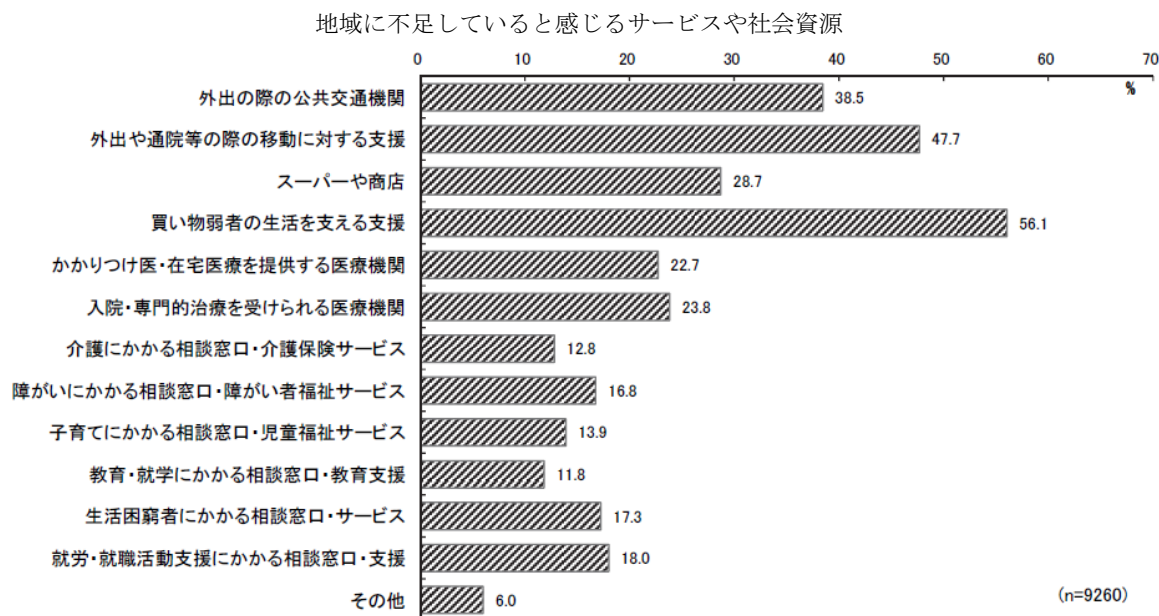
● 市区町村行政からの個人情報の提供状況

→ 市区町村行政から民児協に提供されている住民(個人)情報を尋ねたところ、「独居高齢者」は約7割、「高齢者世帯」、「生活保護受給者」も約6割の民児協で提供を受けていた。一方で、「障がい者の単身世帯」、「ひとり親世帯」、「乳幼児」については、いずれも提供率は2割未満であった。



● 地域に不足していると感じるサービスや社会資源

→住民の相談支援活動のなかで感じる「地域に不足しているサービス・社会資源」としては、「買い物弱者の生活を支える支援」が最多であった（56.1%）、次いで「外出や通院等の移動に対する支援」（47.7%）、「外出の際の公共交通機関」（38.5%）であり、いずれも福祉関連のサービスよりも上位であった。



※ 調査3の回答は単位民児協会長に依頼している。設問のなかに、「関係機関との連携状況」「関係機関からの依頼事項が負担となっているか」等、直接的に活動を担う民生委員の代表者の立場で回答してもらうことが適当な項目が含まれているためである。そのため、今回の結果のうち、主観的な評価に基づく項目は、単位民児協会長の評価によるものである。